



春日部市緑の基本計画の改定のポイント

春日部市緑の基本計画の改定の背景と目的や、新たに定めた内容や見直した内容等を改定のポイントとしてまとめております。詳細については、緑の基本計画改定【本編】をご覧ください。

1. 緑の基本計画の改定の背景と目的

本市は、平成17年10月1日に、旧春日部市と旧庄和町の合併により誕生し、新しい市域を対象とした「緑の基本計画」を平成23年3月に策定し、平成25年5月に一部変更を行いました。その後、人口減少・少子高齢化がより一層進む中で、公園においては、小規模公園の利用率の低下や地域のニーズに合わなくなった公園が多く見受けられるようになってきております。さらに大規模災害等が発生した場合の対応や、公共施設の老朽化に対する取組、法の改正（都市緑地法、都市公園法等）、国の緑地に対する施策の変化や、緑の保全への取組の強化、市民ニーズの対応等が新たな課題となるなど、本市の緑を取り巻く環境は変化しています。

このような社会情勢が変化する中で、「春日部市まち・ひと・しごと創生総合戦略」、「第2次春日部市総合振興計画」、「春日部市都市計画マスタープラン」等、新たな関連計画の策定や改定が進められています。

こうした動きを踏まえ、関連計画との適合・整合を図る必要が生じたため、緑の基本計画の改定を図ることとしました。

よって、本計画は、春日部市都市計画マスタープランの計画期間との整合を図り、概ね20年後（2037年）の本市の緑のまちづくりのあるべき姿を見据えつつ、施策に関しては概ね10年後の2027年を目標年次とします。



2. 改定のポイント

■緑の目標

緑の量に関する目標（Ⅰ.「総緑地量」、Ⅱ.「一人当たり都市公園面積」）については、既存の目標値を踏襲し、みどりの質の向上を図る目標として、Ⅲ.「公園の再編やリニューアル公園数」、Ⅳ.「緑の活動団体支援数」、Ⅴ.「市民満足度」を新たな目標項目として設定しています。

9項目	現況 (2018年)	中間年次 (2023年)	目標年次 (2027年)	
Ⅰ.緑地の確保目標 (ha)	2462.9 37.3%	2470.1 37.4%	2498.2 37.9%	継続
Ⅱ.一人当たり都市公園 面積(m ² /人)	4.2	5.0	5.2	継続
Ⅲ.公園の再編やリニュー ーアル公園数(箇所数)	10	15	20	新規
Ⅳ.緑の活動団体支援団 体数(団体)	109	-	130	新規
Ⅴ.市民満足度(ポイン ト)	2.76	-	3.00	新規



■基本方針

- 水と緑と風のまちをみんなでももる
 - ・身近な緑をまもる、骨格となる緑をまもる
- 水と緑と風のまちをみんなでつくる
 - ・拠点となる緑をつくる、身近な緑を再生する
- 水と緑と風のまちをみんなでつなげる
 - ・拠点・骨格を緑でつなげる
- 水と緑と風のまちをみんなではぐくむ
 - ・企業・団体・市民と市との協働で緑をはぐくむ、緑に対する意識の向上を図る

■重点的な施策

- 特定生産緑地制度による市街化区域内の農地の保全【新規】

1992 年度に指定した生産緑地地区については、2022 年度に制度の期間満了を迎えることから、所有者の意向をもとに、法改正により新たに創設された、買取申出可能時期を 10 年ごとに延期できる特定生産緑地制度を活用し、農地の継続を図ります
- 生産緑地地区の面積要件引下げによる農地の保全【新規】

法改正により、生産緑地地区の面積要件については、現在一団で 500 m²以上から、300 m²まで引き下げることが可能となったため、都市部の農地の役割を踏まえ検討し、保全を図ります。
- 市街化区域内の農地の活用【新規】

市街化区域内の農地が減少傾向にあることから、市街化区域内の農地を保全・活用するために、利用されていない農地などについては、地権者の意向も踏まえ、有効活用していきます。
- 拠点となる公園の整備【拡充】

全市的なスポーツ・レクリエーションの拠点である「総合体育施設（ウイング・ハット春日部）周辺」を、周囲の自然環境と調和させながら、自然と親しむことのできる空間形成を図ります。そのため、春日部市体育施設整備基本計画に沿って、「（仮称）総合体育施設（ウイング・ハット春日部）周辺整備基本計画」を策定し、総合運動公園の整備を推進します。

（新）中央町第 1 公園は、隣接する市立医療センターと一体となった空間整備を行い、新たなまちのシンボルを創出します。

（仮称）新たな森公園は、県と連携して県南東部の「みどりの再生」のシンボルとなる総合公園として整備を促進します。
- 既設公園の再編・活用【新規】

小規模公園や借地公園については、経過年数とともに整備当初からニーズが変わってきている場合があります。そこで、利用状況に応じた公園の再編を図り、公園の利活用の向上を図っていきます。再編にあたっては、住民の合意形成やニーズを把握して行います。



○河川沿いの緑化・親水空間の整備・活用【拡充】

水と緑と風の軸に位置づけられている江戸川や大落古利根川の景観は、重要な郷土景観であり市民のレクリエーションの場であることから、桜並木等、水辺の自然を活かしつつ自然とふれあうレクリエーション活動ができる親水空間整備を推進します。

市内を流れる河川沿いのレクリエーション施設へ至るサイクリング道や散歩道などの緑道整備とともに「川の駅」等の拠点施設を配置し、観光にも寄与する広域的なレクリエーションネットワークを形成します。

○幹線道路の緑化【拡充】

市内の道路は、連続した街路樹の整備等、景観の向上のために道路の緑化に努めます。また、「街路樹の健全な育成」、「道路緑化機能の維持向上」、「道路交通の安全及び快適性の確保」を実現するため、樹種ごとの特性や地域の状況に合わせた樹木の剪定や撤去・更新などの再整備を推進するとともに、管理の質を高めるため、適正な水準（剪定頻度）による維持管理に努めます。

新設道路については、管理のしやすい樹種及び低木を植栽し、安全で快適な親しみのある道路としての整備に努めます。

○市民との協働による緑の調査活動の実施【拡充】

緑は鳥や昆虫などの様々な生き物の棲息の場所としても重要であり、それらの生き物とふれ合える場にもなっています。市民と協働による身近な生き物の調査を行うことにより、市域の自然環境の実態を把握します。また、花や樹木の植付けや、農園利用などの市民ニーズのため、公園や農地等の現況調査や、新たな緑の資源の発掘調査等、市民と協働して緑の調査活動を実施することで、緑化意識の高揚や土地の利活用の向上を図っていきます。

○コンクール・展覧会・顕彰の実施【拡充】

市民の緑や花への関心と意欲を育て、その和を広げていくために、各種のコンクール、展覧会、顕彰を開催し、様々な機会を通じて市民の参加を募っていくために、広報やホームページのほかに、自治会への回覧などを行い、普及啓発活動の推進を行っていきます。

○緑と花のイベント開催【拡充】

より多くの市民が気軽に参加でき、緑と花を身近なものと感じることができるよう、緑と花のフェスティバル等、楽しいイベントを開催するために、広報やホームページのほかに、自治会への回覧などを行い、普及啓発活動の推進を行っていきます。

○美化協定事業やアダプトプログラム等の活動団体の推進【拡充】

公園内及び周辺の除草並びに清掃や公園施設の異常報告等を行う団体に助成金を交付する美化協定事業やアダプトプログラムを推進します。また、緑化推進事業などにより、小学生や自治会などの団体と花植え・花摘みを実施し、市民の緑のまちづくりの参加団体を増やしていくために、広報やホームページのほかに、自治会への回覧などを行い、普及啓発活動の推進を行っていきます。